

2005年10月28日

各 位

株式会社明治安田生命保険代理社  
明治安田生命保険相互会社

## 株式会社明治安田生命保険代理社に対する行政処分について

明治安田生命保険相互会社（社長 金子 亮太郎、以下「明治安田生命」）の100%子会社である株式会社明治安田生命保険代理社（社長 黒木 増夫、以下「明治安田保険代理社」）は、本日、関東財務局より保険業法第307条に基づく「業務停止命令」および同法第306条に基づく「業務改善命令」を受けました。ご契約者および関係者の皆さまには多大なご迷惑をおかけし、お客さまの信頼を損ねる結果となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

行政処分の内容等は、下記のとおりでございますが、明治安田保険代理社および明治安田生命では、今回の処分を厳粛に受け止め、このような事態を二度と起こさぬよう全社を挙げて再発防止ならびに今後の対応策に取り組んでまいります。

記

### I. 行政処分の内容

#### 1. 業務停止命令

平成17年11月4日から平成18年5月3日までの間（ただし、明治安田生命の明治安田保険代理社への経営監視機能が発揮される態勢となり、明治安田保険代理社における経営管理態勢の抜本的な改善が下記の業務改善計画の実施状況により確認される場合には、それまでの間）、すべての業務を停止すること。

#### 2. 業務改善命令

- (1) 組織のあり方を含めた、法令等遵守態勢および内部管理態勢の抜本的な見直しを図ること
- (2) コンプライアンスの企業風土を醸成させるための徹底的な研修の実施およびその後の定期的なフォローアップ研修の実施を図ること
- (3) 法令違反等行為にかかる実効的な調査態勢と適切な報告のための態勢を構築すること
- (4) 明治安田保険代理社において明治安田生命による実効的な牽制の効く態勢を整備すること
- (5) 今回の行政処分に至るようになった問題等の原因となった役職員の責任を明確化すること

## II. 行政処分の原因となった事実

### 1. 保険契約者への特別の利益の提供

平成9年3月に取り扱った法人との保険契約に関し、旧明治生命保険代理社の募集人が特別の利益の提供（保険料の割戻し行為）を行ない、旧明治生命保険代理社が当該法人に特別の利益の提供に当たる金員を送金したこと（保険業法第300条第1項第5号に違反）。また、旧明治生命保険代理社はこの事実を把握したにもかかわらず、適時的確な調査および不祥事件届出を行なう旧明治生命への報告等の適切な対応を怠ったこと（旧明治生命の不祥事件届出の未提出は、同法第127条第1項第8号に違反）。

### 2. 保険契約申込書等の代筆行為にかかる組織的な関与

平成11年8月に取り扱った法人との保険契約に関し、募集人が特別の利益の提供を行なったが、この契約を成立させるために、旧明治生命保険代理社の部長職3名、次長職1名、課長職3名を含む計11名の役職員が組織的に申込書等の代筆行為に関与したこと（同法第307条第1項第3号に該当）。また、明治安田保険代理社は当該不適切行為の存在の可能性につき認識したにもかかわらず、適時的確な調査等の適切な対応を怠ったこと。

### 3. 業務改善計画に盛り込まれている事項への不十分な対応

平成15年の旧明治生命に対する金融庁検査を受けて、「代理社改善計画」を策定したが、上記に見られるように、これらの対応策は実効性を欠いていたこと。

## III. 再発防止策と対応策

今回の行政処分を受けて、明治安田生命による経営監視機能の強化、ならびに明治安田保険代理社における経営管理態勢の抜本的な改善に向けた業務改善計画を策定いたしますが、現段階での再発防止策および対応策について、以下のとおりご報告いたします。

### 1. 明治安田保険代理社の募集管理・契約関連の改善策

(1) 明治安田保険代理社の募集人による不適切な募集行為をチェックするため、一定の法人契約等について、取扱募集人以外が不適切行為の有無を契約者等に直接確認する等の方策を導入し、かつその実施状況をコンプライアンス担当セクションで検証するとともに、明治安田生命の担当部へ報告することといたします。

(2) 不適切な募集行為をチェックするため、明治安田生命と明治安田保険代理社が連携し、明治安田保険代理社が取り扱う新契約についてより厳正に成立前契約確認を行なう等の方策を導入いたします。

### 2. コンプライアンス態勢面の改善策

(1) 明治安田保険代理社のコンプライアンス担当セクションの陣容を増強し、徹底した内部監査を実施いたします。

(2) 明治安田保険代理社の募集人等に対するコンプライアンス研修をより充実いたします。

(3) 明治安田保険代理社に対する明治安田生命検査部門による社内検査について、より実効性のある検査を実施いたします（本年9月実施済）。

### 3. 業務停止期間中のご契約手続について

明治安田保険代理社のお客さまのご契約に関する各種お手続きにつきましては、明治安田生命が責任を持って対応させていただきます。お問い合わせ先につきましては、今後、専用フリーダイヤルを設置し、お客さま宛て個別にご連絡申し上げます。

## IV. 責任の明確化

今回の行政処分を踏まえ、本件に関する役職員の責任を明確化すべく、厳正な社内処分を実施いたします。社内処分の内容につきましては、業務改善命令に基づく業務改善計画の策定にあわせて発表いたします。

以 上